

観光専用ポータルサイト等導入業務

公募型プロポーザル実施要領

令和2年11月

岩 内 町

※本公募は令和2年12月定例会における令和2年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続を行うものである。

このため、令和2年度補正予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うとするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上応募すること。

観光専用ポータルサイト等導入業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

昨今、スマートフォンやタブレットの普及により、誰もが容易にインターネットにより情報を入手できる時代であることから、本町の観光情報の発信においても時代のニーズに即した対策が急務である。

また、本町観光施設である「いわないリゾートパークオートキャンプ場マリレビュー（以下「キャンプ場」という。）」においては、これまで電話予約のみの受付であり、利用客の更なる利便性の向上及び受付時の事務効率の向上を図ることにより、更なる利用客の獲得が期待できる。

本業務は、このような多様なニーズに対応できることはもちろん、利用者が求める情報へのたどり着きやすさ、デザイン性を重視した視覚的な見やすさなど、わかりやすさや機能性・利便性を向上させることにより、シティセールス効果の高い観光ホームページ及びキャンプ場予約システムを構築するとともに、本町職員の操作性にも配慮したシステムの構築を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

観光専用ポータルサイト等導入業務

(2) 業務内容

別添「観光専用ポータルサイト等導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案書及びプレゼンテーション等の評価において、最も点数が高かった業者を受託候補者とする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(5) 見積価格上限額

この業務に係る見積価格上限額 5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
ただし、この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

3 担当部署

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町役場 建設経済部 観光経済課 観光係

T E L : 0135-67-7096 F A X : 0135-62-3465 E-mail : kanko@town.iwanai.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業とし、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- ③ 平成31・32年度の岩内町競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）であること。ただし、有資格者でない者については、参加表明書提出時に資格申請を提出し、審査を受けるものとすること。
- ④ 公告の日から契約締結までの間に、国、北海道及び岩内町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問票の提出及び回答は次のとおりとする。

- ① 提出期限
令和2年11月25日（水）17時まで【必着】
- ② 提出場所
「3 担当部署」に同じ
- ③ 提出方法
電子メールで提出（様式任意）
※持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けません。
- ④ 回答方法
令和2年11月30日（月）までに、全質疑結果を岩内町公式ホームページで公開する。
- ⑤ 留意事項
本要領及び仕様書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。

6 参加表明手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと判断された場合は、本プロポーザルに参加することはできない。

① 提出書類（各1部）

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 業務履行実績調書（様式任意。本業務と同種又は類似する業務実績がわかるもの。）

ウ 会社概要がわかる資料（様式任意）

② 提出期限

令和2年12月3日（木）【必着】

③ 提出場所

「3 担当部署」に同じ

④ 提出方法

書留又は簡易書留による郵送

※新型コロナウイルス感染症の流行等を考慮し、郵送による提出とする。

⑤ 参加資格審査結果の通知等

参加表明書等を提出した者に対しては、参加資格審査終了後、郵送にて書面で参加資格審査結果を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、企画提案書等の提出を依頼する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

ア 企画提案書は、別紙「仕様書」等の内容を踏まえた上で提出すること。

イ 様式は原則としてA4版・上とじとし、文書は横書き、カラー印刷とする。

また、A3版の挿入も可とする。

ウ 枚数には制限は設けないこととし、一連の文書番号を記載すること。

② 見積書（任意様式）

見積書は、合計金額（消費税及び地方消費税の額を含む）のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む）についても記載すること。

また、次年度以降の保守費用（積算内訳含む）についても別途提出すること。

③ 業務実施体制（任意様式）

本業務に関わる予定技術者全てについて、分担する業務内容・役割を記載すること。

④ 業務経歴書（任意様式）

予定技術者全てについて、経歴等を記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部。※見積書の正本には、代表者印を押印すること。

(3) 提出期限

令和2年12月16日(水)【必着】

(4) 提出場所

「3 担当部署」に同じ

(5) 提出方法

書留又は簡易書留による郵送

(6) 留意事項

- ① 企画提案書の記載内容を補完するための写真、イラスト等の使用は可とする。
- ② 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めないものとする。
- ③ 提案内容は、すべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。
なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。
- ④ 提案書は、専門知識を有していない町職員が評価するため、できるだけ平易な表現でわかりやすく具体的に作成すること（専門用語を使用する際には、注釈をつけること。）。
- ⑤ 本要領や仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益になるとと思われるものについては、積極的に提案すること。

8 失格要件

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- ① 「4 参加資格」を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された条件に適合しない場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 審査委員会委員又は関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合

9 企画提案の審査及び選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査評価及び候補者の特定を行うため、観光専用ポータルサイト等導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) プレゼンテーション等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

① 実施日

令和2年12月21日(月)から令和2年12月25日(金)の間で実施

※詳細な日時等については、別途通知する。

② 実施場所

岩内町役場庁舎

③ 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は30分以内（提案20分、質疑10分以内）とする。

イ プレゼンテーションへの出席者は、予定責任者を含む3名以内とする。

ウ 必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器等は各自持参すること。

エ プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできない。

オ プレゼンテーション当日に指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

カ 本役場庁舎での実施を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、ネット会議による実施等も検討することとし、その際は別途通知する。

(3) 契約候補者の選定

審査委員会において、企画提案書・見積書・プレゼンテーションの内容を評価・採点した結果を集計し、最も得点の高かった者を委託契約交渉順位第一位の受託候補者とし、次点の者を準受託候補者として選定する。

(4) 結果通知

審査結果については、参加者に書面にて通知する。

10 契約に関する事項

(1) 審査結果により委託契約交渉順位第一位の受託候補者は、令和2年12月定例会における令和2年度補正予算成立後に、観光専用ポータルサイト等導入業務委託契約における指名選考業者として推薦するものとする。ただし、同事業予算が議会承認されなかった場合は、この限りではない。

(2) 本業務委託契約は、指名選考委員会での審議を経た後、正式に見積書を徴収の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、準受託候補者と同様の協議を行うものとする。

(3) 契約締結後においても、受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

11 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 各提出書類について、提出期限以降の差替え及び再提出は認めないものとする。

(3) 提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。

- (4) 企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (5) 企画提案書等提出書類に係る知的財産権の取り扱いは、所定の法令の定めるところに従うものとする。ただし、本町は、本業務に係る範囲において必要があると認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルにおいて使用する言語や通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。

12 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

実施内容	日 程
プロポーザル実施公告	令和2年11月16日（月）
参加表明・企画提案に関する質問票の提出期限	令和2年11月25日（水）
質問に対する回答の公表	令和2年11月30日（月）
参加表明書の提出期限	令和2年12月3日（木）
参加資格審査結果通知及び企画提案書の提出依頼	令和2年12月7日（月）までに通知
企画提案書等の提出期限	令和2年12月16日（水）
プレゼンテーションの参加要請通知 （プレゼンテーション日時の通知）	令和2年12月17日（木）頃
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和2年12月21日（月）から 令和2年12月25日（金）の間で実施
選考結果通知	令和2年12月下旬予定
業務委託契約の締結（随意契約）	令和2年12月下旬予定